

要介護認定者に係る

障害者控除・特別障害者控除の申請を受け付けます

申問 福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

介護保険の要介護認定を受けている方に、所得税及び町県民税の障害者控除を受けるための障害者控除対象者認定書を申請により交付します。

▽申請対象者

町内に住所を有し、介護保険の要介護認定が要介護1から要介護5までの認定を受けている65歳以上の方。ただし、認知症高齢者と障害高齢者の日常生活自立度が両方ともほぼ自立の方は認定されません。
※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は除きます。
※本人、又は本人を扶養している方が申請できます。

▽申請方法

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課高齢福祉係まで提出してください。介護認定変更・更新申請中の方や不明な点がある方は個別にお問い合わせください。
※確定申告以外にこの認定書の使用はできません。

▽申請時に必要なもの

申請書（1月下旬に郵送）、印鑑

おむつに係る費用の医療費控除について

確定申告に使用する介護保険主治医意見書内容確認書の申請を受け付けます

申問 福祉課 高齢福祉係 ☎92-7964

確定申告において、寝たきり状態にあること、治療おむつの使用が必要であることについて医師が発行した証明書によりおむつ代が医療費控除の対象として認められますが、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくても次の条件を満たす場合、おむつ代が医療費控除の対象として認められる場合があります。

▽対象者

町内に住所を有し、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方。
※①要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、又は②主治医意見書の写しにより、寝たきり状態にあること、及び尿失禁の発生可能性があることが確認できる方。

▽申請方法

申請対象の方には、1月下旬に申請書を郵送していますので、確定申告前に申請書を福祉課高齢福祉係まで提出してください。
※確定申告以外にこの証明書の使用はできません。

▽申請時に必要なもの

申請書（1月下旬に郵送）、印鑑

国民健康保険・後期高齢者医療保険

「医療費のお知らせ」通知の送付について

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934、佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方へ、毎年「医療費のお知らせ」通知を郵送しています。令和2年度の通知の郵送時期と、記載の対象となる診療月は次のとおりです。

通知	国民健康保険	後期高齢者医療保険
1回目	令和2年8月初旬 (令和2年1月～4月診療分)	令和2年11月末 (令和2年1月～8月診療分)
2回目	令和3年2月初旬 (令和2年5月～10月診療分)	令和3年2月下旬 (令和2年9月～12月診療分)
3回目	令和3年3月初旬 (令和2年11月～12月診療分)	

確定申告等の医療費控除の手続きをする際は、医療費控除の明細書【内訳書】に記入の上、領収書と一緒に持参する必要がありますが、このお知らせを添付することで、明細書の記入を省略できます。

国民年金保険料は口座振替による納付が便利です

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替なら、ご希望の口座から自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関などに行く必要がなく大変便利です。

また、口座振替には、通常は翌月末振替ですが、当月分保険料を当月末に振替納付をすることで月々50円割引される早割制度があります。

▽申込み方法

納付書又は年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参の上、ご希望の金融機関又は佐賀年金事務所にお申し出ください。

▽申込み期限

【月々支払う場合】 いつでも申込み可能（口座振替での納付は申込みの2～3か月後から開始）

【前納の場合】 ・6か月（4月～9月）、1年、2年の前納：2月末日まで（納付日は4月末日）

・6か月（10月～翌年3月）の前納：8月末日まで（納付日は10月末日）

※納付書（現金）による前納よりも割引額が高く、大変お得です。

ジェネリック医薬品に関するお知らせ

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用している薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、薬代の自己負担額をどのくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として送付しています。

▽対象

令和2年10月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる方が対象となります。（※必ずしも全員の方に届くわけではありません。）

▽通知の記載内容について

1. 薬にかかった金額（実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料等の別費用が含まれていることがあります。）
2. ジェネリック医薬品に切り替えると薬代が安くなる可能性があることを伝えるもので、切り替えを強制するものではありません。

▽ジェネリック医薬品とは？

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に製造・販売された医薬品です。国の厳しい審査基準を満たし、先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果等をもつ医薬品ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望される場合は、かかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

▽ジェネリック医薬品の使用メリットは？

医療の質を落とさずに、自己負担額と増大し続けている医療費を抑制することができます。

▽通知はがきに関する問合せ

国民健康保険中央会コールセンター ☎0120-53-0006（フリーダイヤル）

※通知ハガキ裏面に記載しています。

司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦155（京町JAスタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

★相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください★

【申込みが必要です】鳥栖・小郡・基山クロスロード文化研究会 基山-小郡歴史散歩 - 村々を行き交った路 - 開催のお知らせ

問 基山町教育委員会 教育学習課 ふるさと歴史係 ☎92-2200

鳥栖・小郡・基山の各歴史研究グループと教育委員会で構成するクロスロード文化研究会では、毎年、2つの自治体をまたがって文化遺産を解説を交えながら巡る「歴史散歩」を開催しています。

今回は、基山と小郡を対象にして、「村々を行き交った路」をテーマに、長崎街道沿いや、かつてあった弥生時代の集落跡などに関係する文化遺産を訪ねます。JR けやき台駅に集合・出発、白坂集落（天満神社・愛宕神社・長崎街道）、苅又集落（苅又山王宮）、一ノ口遺跡などをめぐり、小郡市埋蔵文化財センターで解散します（約4km）。



▽日時 3月6日（土）受付開始：午前8時30分、出発：9時

※少雨決行（雨天時は翌7日に順延）※当日はマスクの着用と自宅での検温をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により中止とする可能性があります。

※駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▽集合場所 JR けやき台駅

▽定員 50名

※定員を超える申込みがあった場合は、抽選にて決定させていただきます。

※グループで申込みされる場合は、2名まで可

▽申込方法 令和3年2月1日（月）から15日（月）まで

氏名（ふりがな）、住所、電話番号を記入の上、メール又はFAXにて教育学習課ふるさと歴史係まで申込みください。

▽申込み先 基山町教育委員会教育学習課ふるさと歴史係

✉furusato-3@town.kiyama.lg.jp ☎92-0741

※当選者には、2月22日（月）までに通知します。

ご協力をお願いします！ 資源物の出し方について

問 まちづくり課 生活環境係 ☎92-7941

資源物（ダンボール・新聞・雑誌・紙ごみ等）は、基本的には月2回の定期収集に出していただき、それ以外で必要な場合は役場西側に設置してある資源物回収ステーション及び基山公栄社（日曜・祝日除く）をご利用ください。乾電池、白色トレイ、紙パックは各区公民館の回収箱にもお持ち込みいただけます。

ごみカレンダーを参考にして、マナーを守った出し方へのご協力をお願いします。

▽資源物回収品目

①蛍光管（照明器具、笠などを取り外したもの）※照明器具類は不燃ごみで出してください。

②廃油（食用油）

※機械油や灯油は購入先かガソリンスタンド等で引き取ってもらうか、布や新聞紙などに染み込ませて可燃ごみで出してください。

③乾電池 ※充電式電池は役場2Fのまちづくり課にお持ちください。

④古紙（新聞紙・チラシ・ダンボール・雑誌・雑がみ・紙パック）

⑤食品用トレイ（発泡スチロールトレイ）

※電化製品購入時などに付属している発泡スチロールは小さく割って可燃ごみで出してください。

⑥古着 ※布団、毛布は粗大ごみで出してください。

☆雑がみは、紙袋を使っていただくと場所をとらず集めやすく、また、出しやすくなりますので紙袋をご利用ください。



令和 2 年度

基山町スロージョギング® 1泊キャンプ参加者募集!



△ホームページはこちら

申 問 日本スロージョギング協会 ☎092-711-7778 ㊟092-711-7258 ✉event@slowjogging.org
まちづくり課 文化・スポーツ係 ☎92-7935

日本スロージョギング協会と基山町の共催事業として、スロージョギング®の1泊キャンプを実施します。スロージョギング®は、おしゃべりできる程度の自分にあった速さ(ニコニコペース)で行う体への負担が少なく安全なジョギング法です。疲れにくく、カロリー消費量はウォーキングの2倍!スロージョギングをしながら、基山町内を楽しくジョギングしませんか?痩せたい方、マラソンに挑戦したい方、運動を始めたい方におすすめです! ※新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で、実施します。

▽内容

スロージョギング®の基礎講義及び実技指導で基本動作を習得し、実践として町内を観光しながらスロージョギングを体験していただきます。

▽日時 3月13日(土)午後2時~3月14日(日)午後2時

※新型コロナウイルスの感染状況により中止する場合があります。

▽集合場所 基山町合宿所

▽参加費 税込9,000円(宿泊なしの場合、税込7,000円)

▽対象者

小学生以上の方ならどなたでもご参加いただけます。

※小学生以下は、保護者の同伴が必要です。また、通院中の方は、主治医の許可を得たうえでご参加ください。

▽定員 24名(最低催行人数5名)

▽応募締切 3月1日(月)

▽申込書の受取り 役場2階まちづくり課及び日本スロージョギング協会のHPからお受け取りください。

▽申込方法

申込書に記入いただき、日本スロージョギング協会にFAX又はメールでお申込いただき、参加料は指定の口座にお振込みください。

農家のための年金

「農業者年金」について

問 農業委員会事務局 ☎92-7945

農家のみなさま、老後の備えは十分ですか?農業者年金は、みなさまの老後をサポートします。

▽加入資格

- ① 60歳未満であること
- ② 年間60日以上農業に従事していること
- ③ 国民年金第1号被保険者であること

コラム

交通安全コラム vol.19

自転車の幼児用座席に乗れる人の年齢制限が変更になりました!

問 住民課 暮らしの安心・安全係 ☎85-8171

令和2年12月1日から、自転車の幼児用座席に乗れる人の年齢制限が変更になりました。

これまで
6歳未満



令和2年12月1日以降
小学校就学の始期に達するまで

▽自転車は、原則として2人乗りが禁止されています!
ただし、例外として以下の場合を除かれます。

- 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの人のうち、
- ① 1人を幼児用座席に乗車させるとき
 - ② 1人をひも等で確実に背負っているとき
 - ③ 2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させるとき
 - ④ 1人をひも等で確実に背負い、かつ小学校就学の始期に達するまでの者1人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させるとき



小学生になる前の3月末まで一緒に乗れるようになりました!

自転車も車両です。
交通ルールを守りましょう。
12歳以下の児童・幼児には
必ずヘルメットを!